

令和6年度第1回秦野市環境審議会【要旨】

と き 令和6年11月20日（水） 午後2時30分～4時45分
ところ 本庁舎3階 3A会議室

事務局

開会・委嘱状の交付

- ・配付資料の確認
- ・委嘱状の交付（机上配布）

市長挨拶

（略）

委員紹介・事務局職員紹介

（略）

4 正副会長選任

- ・環境審議会の審議会の設置根拠や組織について説明
- ・正副会長の選任

【市長退席】

5 議事

(1) 報告事項のア：「カーボンニュートラル推進事業について」

（主な質疑）

委員

Q：秦野市の年間の二酸化炭素排出量はどれくらいか。

事務局

A：2021年で641千トンが最新値。

委員

Q：秦野市の中で企業さんが自分のところの排出量を算出するのに、排出権を購入しているということもあるのではないかと。

事務局

A：その状況は分からない。

委員

Q：秦野市は製造業が多いので、もしかしたら買っているかもしれない。となると、実際はもっと二酸化炭素が出ている可能性がある。2027年に有価証券報告書に書かなければいけなくなってくる。そうすると、結構正確な数値が出てくるようになる。

事務局

A：算出も積み上げができないので按分法で行っている。人口割り、企業数割で算出している。正確に事業者の取組が反映されれば一番良い。

委員	Q：P.3の3投資効果の項目中の「困難視されていた「環境施策≒経済性」の担保を実現」とは、環境施策は環境のことを考えれば効果はあるが、経済効果を実現できないことを実現したということか。素人の人が読んだら分からない。また、推定効果額の▲2450万円/20年とは、赤字なのか、黒字なのか分からない。
事務局	A：20年間で何もしないよりも、支出額が2450万円減りますということ。
委員	Q：行政からの初期投資がなかったということによいか。3番の投資対効果と書かれているが、投資はゼロということ。工事工法の見直しにより単価が微増と書かれているが、これは何の単価を言っているのか。
事務局	A：従量制に換算した時の電力量単価。
委員	Q：場所を東京ガスに貸したというイメージである。太陽光発電は、重要な充電設備を設置されているのか。
事務局	A：15KWの蓄電池を設置する。
委員	Q：太陽光発電の導線の盗難が最近話題になっているが、ここは大丈夫か。
事務局	A：施設内に24時間365日、電気保安管理士などが常駐しているので、何かあればアラームが作動すると聞いている。
<u>報告事項のイ：「バイオマス産業都市構想について」</u> (主な質疑)	
委員	Q：資料2のP.27に令和15年度の達成目標がありますが、木質バイオマス間伐材・林地残材について、R5の65%がR15の目標だと70%と5%しか上がっていない。他の項目より達成率が低い、理由は何か。
事務局	A：間伐材、林地残材は今時点でも再利用資源化されている。切り捨てなどで、置いていかざるを得ない部分があり、65%はバイオマス利用し、少しでも持ち出せる量を考慮するとあと5%くらいは増やせるだろうという目標。山の上の方での作業となるので、搬出する手間がかかる。それがどうしてもできないものを除くと70%くらいが現実的な数値と考えている。
委員	Q：短中期の項目で木質バイオマスボイラーの更新とうたわれていて、この表を見ると、まるでこれから新しいことを取り組むかのようにきれいに書かれている。うまくいったから発展させようとしているのか、うまくいっていないのか。いままでの事業の振り返りがここには出てきていない。H19に設置し表丹沢野外センターの木質バイオマスボイラーがなぜ広がらなかったのか。ここで更新すれば広がっていくのか。古くなったから更新するだけじゃないのかという気がしてしまう。進行管理で意識して行っていただきたい。
事務局	A：構想の様式が、すべてを書けるものにはなっていない。いままでの総括については、R2行った検証もあるが、しっかりと公表されて目に付くようになっていない。今後は、進行管理で進捗を確認していきたい。
委員	Q：秦野産木材の利用促進ということで、小学校の机の天板を秦野産木材でとりましたが、正直児童数が少ないところからなのかなあと感じた。これはゆくゆく全

事務局

学校に導入していくのか、北小学校、上小学校以外はどうか。子どもたちが秦野産木材を知ることがこの先の未来につながっていく。全体的な見通しを知りたい。

委員

A：山林に財産区ということがあり、東、北、西にありそれぞれの財産区で搬出利益などを積み立てて使っていく。実は天板についてはそれぞれの財産区の区域の学校を対象に、財産区からの補助を得て行っているのが実情。森林資源の循環利用が重要。森林譲与税財源を充当しながら広げていきたいとは聞いている。

事務局

Q：バイオマス産業都市構想というのは全国的にどれくらいのあるのか。また、P.36の羽根に新たな施設を検討されているが、メタンの臭いがする施設を市街地に作れない。この構想があれば、市街化調整区域でも問題なくそのような施設が作れるようになるということなのか。メリットは何か。

委員

A：バイオマス産業都市構想は、現在全国で100自治体程度策定済み。首都圏についてはない。秦野の規模感都市近郊型でのエネルギー利用だけでなく、製品利用についての特色は好印象を受けている。これを策定したから得られる補助金などはないが、設備投資への補助の加点になる。事業者の事業進出の後押しになるという性質のものである。調整区域などの規制については、構想の有無によって変わるものではない。

事務局

Q：バイオマス以外の再生可能エネルギーとして、地下水の低温利用をセブンイレブンが地下水くみ上げてどこかで行っている。秦野市の地下水、夏場の水を活かした冷房、再生可能エネルギーとしての位置づけを、入れておいた方がいいと思う。

委員

A：地中熱利用のことかと思いますが、これについては、「秦野市再生可能エネルギーに関する基本指針」において定義しており、汲み上げないで循環させて利用する方式（クローズドループ方式）を推奨している。工業地帯では建設当初からそれを利用している事業所も存在している。

事務局

Q：資料P.42の再エネポテンシャルがあるが、秦野は水のまちと言っている割には中小水力のポテンシャルが低いのでどういう計算をしているのか知りたい。

A：この計算は、REPOS（リーポス）という再生可能エネルギー情報提供システムを利用している。太陽光発電なら屋根があれば発電できるというメッシュを引いた一律的な計算方法。水利権とか無視して流した場合の発電量。非常にあらい。小水力発電は、秦野市では、マイクロやピコ水力レベルのもので、水が流れていて、どうしてもその場所で電気が必要という場合でないと採算が合わない。過去に下水処理場に装置を設置して実証実験をしたが、処理施設という特性で時間帯によって一定の水量が確保できなかった。一般の河川でやるとなると、水利権、ごみの堆積による故障で安定性がないという結果。

報告事項のウ：「みどりの基本計画の改定について」

（主な質疑）

委員

Q：ここに書かれている生物多様性調査については、環境アセスメントによる手法で行われているのか。

事務局	A：生物調査については、アジア航測の作業ではなく、関係のボランティアにより、水田や雑木林等を約90箇所調査し、数を数えるもの。
委員	Q：みどりの基本計画の概要版のP.1にある、「緑」と「みどり」について、どちらも人工的な管理ということではよろしいのか。
事務局	A：公園、公共施設など地域制緑地などにある緑を漢字の「緑」とし、樹林地や水辺等自然が豊かで、動植物が生息し、自然と人が共存する空間をひらがなの「みどり」としている。
委員	Q：漢字の「緑」は管理をするときに人をかけて、きれいに見えるようにしている。消毒も行う。もう一方は、自然に近いビオトープ的なもの。生態系を作ろうというものなので、薬剤は使えない。概念が違うのに一緒にするとわかりづらい。
事務局	A：定義の図にあるように大きな「みどり」の中に「緑」がある。施設の公園緑地も含まれるというイメージ。公園に関しては人の安全であるとか、管理が第一。都市型の街区公園など人が遊ぶような公園であったり、立野台緑地のような緑地保全のための公園施設であったりする。公園についても目的が違うものがある。遊具があって人が遊べるような緑地は安全に配慮して管理をする必要があるが、生き物に配慮した公園もある。
委員	Q：P.2に緑の課題があって、ここに書かれている通りだと思う。人が使わなくなった場所は、すぐに植物が繁茂してしまい、野生動物が出入りしている。学校、企業の積極的な関わりが本当に求められている。ここに書くだけでは何も解決にならない。どうしたら荒廃していく故郷を食い止めることができるのかということを心配している。もう一つ踏み込んで、積極的なかわりとはどういうことがあるのかということも考えて欲しい。
事務局	A：秦野は活動団体が多く、高齢化、モチベーション、資金が課題であると聞いている。そういったものを解決していく一つ的手段として、昨年度、「葛葉緑地」を自然共生サイトという環境省の認定制度により認定されている。 こういった外向きに市が積極的に保全活動を行っているという姿勢を現わすことにより、企業の方も自然環境に対するCSRであったり、国際的な環境評価であったり、企業として直接自然保護に係わっているとこと、あるいは、かかわっていることに対して資金的な援助をすとかこういうことに興味を持ったり実践している企業が増えている。
委員	Q：企業のESG投融資、CSVで自分の事業を通して利益を上げることは、もうすでに企業は始めている。世界的にも広がってきている。日本に企業は自分の会社の敷地内で野鳥など当たり前のよう守っているがアピールしない。西洋では、それ1つでもアピールする。企業の活動はよく調べた方がよい。
	<u>報告事項のエ：「樹林保全地区の管理について」</u> (主な質疑)
委員	Q：この資料の趣旨は何か。

事務局	A：市で指定している樹林保全地区でこのようなことが起こったという報告と、環境審議会で諮問答申をいただいてから指定しているものである。また、現在改定作業を始めているみどりの基本計画において、緑を増やしてだけでなく、一概に緑を増やすことがいいのかという疑問を感じた。人命に危険が及ぶ場所については考えていかなければならないということを投げかけさせていただいた。
委員	Q：こういうものの復旧費はどれくらい見てもらえるのか。農地もかなり被害にあった。管理責任も場合によって出てくる。今後、指定することは環境にとっていいが、所有者にとってリスク背負って協力することは非常に重いことだと思う。
事務局	A：今回については、樹林保全地区の奨励金と3者協定という2つの選択肢があり、3者協定により所有者の承諾により市が応急的な部分を整備した。基本的には土地所有者が管理をするべきものなので、所有者が整備していただくものだが、奨励金を渡さない代わりに市が整備した。
委員	意：市街地においては、今後、樹林保全地区に指定しないで、(危険な場所は)開発して整備してしまうなどした方がよいと思う。また、このようなことが起こりかねない。
委員	Q：管理奨励金を支払って所有者自身で維持管理を行うとあるが、整備した後の確認は誰が行うのか。
事務局	A：自身で管理を行うという申し出により、奨励金をお支払いしている。実際のところ市では確認していない。
委員	意：誰が責任を取るのかといった時に、所有者が管理することになる。それを市が認めているのだから市も関与の仕方によって、責任が出てくる可能性がある。奨励金を支払って、確認もしないまま維持管理をしてもらうというのは不安な要素である。認めたからには確認の方が望ましい。
<u>報告事項のオ：「令和6年度環境報告書について」</u>	
(主な質疑)	
事務局	Q：P.17の評価のABC。P.33の評価達成率のABCは、定義は同じですか。
委員	A：P.17は具体的な数値目標が設けていないため、事業の進捗状況に応じて各担当課が判断をしている。P.33は具体的な目標値が示されているのでそれに対して達成率で判定している。
委員	Q：P.26の一つだけCがついている集団資源回収について、小学校や幼稚園の資源回収のことだと思うが、子どもたちが唯一関わるところだと思うが、来年度以降廃止がほぼほぼ決定されているということか。
事務局	A：回収業者の手が上がっていない。昔は有価物としての価値が高かったため、集団資源回収を行ってきた。平成10年くらいから市も分別収集を始めて、常時資源物としての回収ができるようになってきた。そのような中でも細々と集団資源回収を行ってきたが、最近の事業者の人手不足等により事業自体の廃止が進んできている。子どもたちのかかわりとしては、学校ごとに目標を立ててペットボトルのふた

を集めたりとか、牛乳パックであったりとか、そういう取組みを行っている。

【環境報告書の体裁について意見あり】

その他について

事務局

- ・第2回は令和7年2月頃行いたい。

6 閉会

事務局

これをもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。
ありがとうございました。

(終了)